

委 託 仕 様 書

1. 本委託における委託標準仕様については、次によるものとする。

1) 東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」による。

2) 仕様書の取扱い、又は、それぞれの仕様書の内容について疑義が生じた場合は委託者による。

2. 読みかえ

同仕様中「都」「局」とあるは「日野市役所」と読みかえる。

3. 特記事項

別 紙

委 託 件 名	矢頭橋補修設計業務委託（7-1）
---------	------------------

特 記 仕 様 書

「業務目的」

本業務は、令和3年度に実施した道路橋定期点検において区分Ⅲ（早期措置段階：構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。）と判定された矢頭橋について、令和4年度に補修設計を実施したが、当該橋梁の歩道部で発生した転倒事故を受け、バリアフリーの観点から歩道の改修が必要であるため、追加で補修設計を行うものである。なお、矢頭橋は橋梁長寿命化修繕計画において、耐震性の向上を目的とした対策が必要な橋梁として位置付けられていることから、平成28年度に補修設計を行っている。しかし、令和4年度に改定された日野市橋梁長寿命化修繕計画で、平成24年に改定された「道路橋示方書」や平成24年に公表された「既設橋の耐震補強設計に関する技術資料」が根拠図書に追加されたことに伴い、耐震補強における内容の見直しを行ったところ、新たに橋脚の補強が必要となったことから、橋脚の補強設計についても追加で実施する。

「業務概要」

- ・委託場所：日野市大坂上三丁目9番地先
- ・委託概要：橋梁補修設計N=1橋（矢頭橋 L=0.0655km）
- ・契約期間：契約締結の翌日より令和8年7月31日までとする。

「配置技術者」

本業務の実施にあたっては管理技術者及び照査技術者を定めるものとし、次に定める要件を満たす者とする。

- ・技術士（総合技術監理部門または建設部門の鋼構造及びコンクリート）またはRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、かつ、東京都内におけるJR跨線橋の橋梁補修設計業務（官公庁から受注した過去10年以内の実績に限る）の実績を有するものとする。

「資料の貸与」

本業務の履行にあたっては、下記の資料を貸与する。

- ・定期点検記録
- ・平成28年度橋梁長寿命化補修設計業務委託 成果品
- ・令和4年度橋梁補修設計業務委託 成果品
（参考資料として活用し、設計内容は見直すものとする。）

「提出書類」

受託者は業務着手届（工程表、管理技術者及び照査技術者を定め経歴書を添付すること）、業務計画書、報告書、納品書及び業務完了届を提出すること。

「支払い方法」

委託料は、委託完了後に行われる日野市の検査に合格した後、請求に基づき支払うこととする。（前払金30%以内、残金完了後一括払い）

「成果品の瑕疵」

業務完了後、受託者の過失、疎漏により成果品に瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、速やかに補足・訂正等必要な処置を受託者の負担で行うものとする。

「損害賠償」

受託者は、作業実施中に生じた諸事故に対しての責任を負い、損害賠償等の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。

「情報セキュリティポリシーの遵守」

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。
なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

「環境負荷低減の取組みについて」

- 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務」

- 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、次の事項に留意すること。
- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
 - 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

「内部通報制度」

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。
本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

「環境により負荷の小さい自動車利用」

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守する

こと。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

「橋梁補修設計」

・対象橋梁

橋梁名	所在地	架設年次	橋長	幅員	路下条件	橋梁形式
矢頭橋	大坂上三丁目9番地先	1968年	65.5m	9.70m	JR中央本線	3径間単純PCポストテンションT桁橋

1. 業務計画

日野市橋梁長寿命化修繕計画の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容・部数・使用する主な図書及び基準・連絡体系（緊急時を含む）等の事項について業務計画書（照査計画を含む）を作成する。また、新技術の活用について検討することを明記し、検討結果を成果品として取りまとめる。

2. 既存資料の収集整理

対象橋梁に関わる既存資料を収集し、本業務に必要な項目を整理する。

3. 現地踏査

現地で、既存資料と現状との整合性を目視により確認する。また、沿道・周辺土地条件等の状況を把握し、施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握する。現地踏査時に緊急を要する損傷が認められた場合には直ちに監督員へ報告するものとする。

なお、現地踏査は橋面より徒歩を基本に行い、線路内に立ち入っての調査は行わない。

4. 上部工コンクリート補修設計

現状、矢頭橋の歩道はマウントアップ形式となっており、歩道内にガス管及び水道管が埋設されている。事前協議によりガス管の切回しと水道管の減径が可能となったことから、橋梁区間外の歩道との擦り付けに配慮し、歩道擦り付け勾配の緩和を目的とした検討設計を行う。

5. 橋脚耐震補修設計

1) 支承反力の算定

過年度成果の全体一般図より形状寸法を想定し、橋脚耐震補修設計に必要な上部工反力を算出する。

2) 橋脚耐震補強概略検討

橋脚の構造形式、施工条件、経済性、施工性、維持管理性について耐震補強設計を行い、図面作成及び数量算出を行う。

3) 橋脚耐震補強設計

橋脚耐震補強概略検討で決定した補強方法にて橋脚の耐震補強設計を行い、図面作成及び数量算出を行う。

4) 動的解析

耐震補強設計を動的解析で行い、耐震設計を行う。

6. 施工計画の検討

施工計画として工程計画、施工要領、施工計画図の作成を行う。施工計画の立案に際しては、占用物件、近接構造物などに留意し、足場工等の仮設備を検討するとともに資機材等の搬入路を検討する。

7. 概算工事費算定

補修数量、施工計画を基に概算工事費の算定を行う。

8. 照査

補修工法の選定、補修図・補修数量、概算工事費について照査する。

9. 報告書作成

補修設計における工法選択の経緯と内容、詳細設計及び数量算出、概算工事費算定、関係機関との協議結果について整理し、報告書を作成する。

また、本設計の内容を過年度の設計成果に反映させ、報告書として取りまとめること。

なお、過年度の設計内容に修正が生じた場合は修正すること。

「関係機関協議」

関係機関との協議が必要になるため、協議資料を作成し、必要に応じて立ち会うものとする。

「打合せ協議」

本業務の打合せは、初回、中間時1回、納品時の3回を標準とする。

なお、初回と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。ただし、委託者と受託者が別途必要と認めた際には委託者の指示に従うものとする。

「成果品の提出」

下記の成果品を提出すること。

- ・設計図書：2部
- ・報告書：2部
- ・協議資料及び協議録：1部
- ・巻末資料（設計の根拠資料等）：1部
- ・上記資料を保存したCDまたはDVD：2部